

「SFCG緊急無料相談会」のお知らせ

商工ローン業界大手のSFCG（旧商工ファンド）が2月23日に経営破綻し、東京地方裁判所に対し民事再生法の申請をしました。

ところがその後、多額の債権の二重譲渡などが発覚して、SFCGの事業継続が困難な状況に陥ったことから、東京地方裁判所は3月24日に民事再生手続きの廃止を決定し、SFCGは破産手続きに移行することとなりました。

そのため、これまでSFCGと取引していた方々に動揺が広がるとともに、SFCGが保有していた貸出債権をめぐる様々なトラブル（二重譲渡先からの督促、強引な取り立て、過払金返還等）が全国各地で発生しております。

SFCGと取引していた方の中には、多重債務者や任意整理中の方も多数いることが予想されるため、今回、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会と共催で、下記のとおり電話および面談での無料相談会を実施することといたしました。

当問題でお困りの方は、ぜひこの機会をご利用ください。

記

1. SFCG電話相談会

【日 時】4月21日（火）10時～15時

【電話番号】03-3508-2341

※当日のみの専用電話となります。

2. SFCG面接相談会

【日 時】4月27日（月）17時～19時

【場 所】千代田区霞が関1-1-3

弁護士会館3階会議室

【相談対象】SFCGと取引がある方、取引があった方

【相談料】無料

【受付方法】予約不要 ※直接お越しください。

【お問合せ先】東京弁護士会・法律相談課

電話 03-3581-2206

主催／東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会